

LD(学習障害)児等の対応に係る地方教育施策に関する調査研究

渡 部 昭 男*

A Research on the Local Policies of Special Needs Education for Children with Learning Disabilities/Difficulties in Japan

WATANABE, Akio

キーワード：LD (学習障害) Learning Disabilities, 学習困難 Learning Difficulties, 特別なニーズ教育 Special Needs Education, 地方教育施策 Local Educational Policy

I. 目 的

LD (Learning Disabilities, 学習障害) という用語が定義つきで初めて使われたのは1962年のカーク(Kirk, S.A.)の論文からだとい¹⁾。そして, アメリカでは1963年に全米学習障害児協会(ACLD, 現在は全米学習障害協会・ALD)が結成されている。約四半世紀遅れで, 日本においても1990年2月に全国組織として「全国LD(学習障害)親の会」(1996年12月に「全国学習障害児・者親の会連絡会」から改称)が誕生している。また, LD児のための「5年制高校」(無認可)として見晴台学園(愛知県)が1990年4月に開学したり, 1992年には日本LD学会が設立されている(日本LD研究会として発足し, 1994年に学会に移行)²⁾。

このような状況の下, 1990年代に入ってLD児等に対する文部省の対応も始まった³⁾。すなわち, 1990年6月に設置した「通級学級に関する調査研究協力者会議」(座長・山口薫)の審議に, 文部省として初めてLD児等に関する調査研究を組み込んだ。そして, 1992年3月の「通級による指導に関する充実方策について(審議のまとめ)」において, 半数近い頁を割いて「Ⅶ 学習障害児等に対する対応」を示した。その後, 1992年6月に「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」(主査・山口薫)を設置して調査研究を継続し, まず1995年3月に「学習障害児等に対する指導について(中間報告)」を, 続いて1997年12月に審議を再開して1999年7月には「学習障害児に対する指導について(報告)」を公にしている。さらに, 2000年5月に「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」(座長・河合隼雄)を設置し, 主な検討課題の「3 これからの特別支援教育の在り方について」の下に, 「小・中学校における教育上特別な支援を必要とする児童生徒への対応」に関する検討を2001年3月までの予定で進めている。

この10年間, 上述のように, LD児等への教育的対応に関する検討が中央レベルにおいてある程

*人間教育講座(教授) Professor of Human Education Course [E-mail: akiowntb@fed.tottori-u.ac.jp]

度進行してきた。とはいえ、LD児等への教育的対応を実際に具体化するのには学校設置主体である地方公共団体である。また、2000年度から実施された改正地方自治法に基づいて、これまでになく地方分権の推進が謳われている。このような状況を踏まえて、本稿では、LD児等への対応に係る地方教育施策の現状を把握することを目的とした。

Ⅱ. 方 法

「LD（学習障害）児等の対応に係る地方教育施策に関する調査」と題した調査用紙（巻末に掲載）を作成し、47都道府県及び12政令指定都市（以下、政令市）、ならびにT県下39市町村の計98教育委員会宛に郵送し、「LD児等への対応を行う課・係及び職員」に調査を依頼した。調査時期は2000年5～6月であり、未回答の教育委員会に対しては7～8月に督促を行った。

回収状況は、47都道府県中の40都道府県（回収率85%）、12政令市中の7政令市（同58%）、39市町村中の31市町村（同79%）であった。

Ⅲ. 結 果

1. LD児等の対応に責任を有する部署と主に対応する学校階梯（問1～2）

〔都道府県〕（表1—1）

回答のあった40都道府県において、LD児等の対応に責任を有する部署（または担当者）が「決まっていない（検討の予定も立っていない）」（以下、「未決定」）は4県（10%；徳島、愛媛、長崎、宮崎）、「目下、検討中である」（以下、「検討中」）は6県（15%；福島、長野、岐阜、静岡、三重、島根）であった。これに対して、正式決定ではなく当面の担当であること等を記載した4県（神奈川県、山梨、京都、兵庫）を含めて、一応何らかの形で「決まっている」としたのは30都道府県（75%）であった。「特殊教育」「障害児教育」「養護教育」等の名称を含む課・係・室・班・グループ・担当などが多く記載されていた。また、LD児等への対応が着手段階にあって実践研究や啓発・研修が不可欠であることから、教育委員会と教育センターとが連携して対応しているとの記述も見られた。

対応部署が決定された年度を記載した18都道府県について見ると、1992年度～が2県（11%；石川、愛知）、1995年度～が6都県（33%；東京、山梨、滋賀、鳥取、福岡、熊本）、1996年度～が4県（22%；茨城、栃木〔親の会対応〕、富山、福井）、1997年度～が2県（11%；埼玉、佐賀）、1999年度～が3県（17%；新潟、高知、沖縄）、2000年度～が1府（6%；大阪）であった。「通級学級に関する調査研究協力者会議」の「審議のまとめ」（1992年3月）や、「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」の「中間報告」（1995年3月）に呼応して、1992年度・1995年度に対応部署を明確にした都県のあったことが分かる。

主に対応する学校階梯に関しては、記載のあった27都道府県の中で、「小中」段階が16道県（59%）と最も多く、「幼小中」が6府県（22%；青森、岩手、秋田、山梨、大阪、山口）、「小中高」が3県（11%；千葉、滋賀、高知）、「幼小中高」が2都県（7%；東京、沖縄）であった。すなわち、「義務教育」段階に加えて「就学前」段階を扱うとしたのが8都道府県（30%）、「後期中等教育」段階を扱うとしたのが5都県（19%）であった。

表1-1 LD児等の対応に責任を有する部署と主に対応する学校階梯

(都道府県及び政令市)

自治体	部署 (何年度～)	学校階梯
北海道	「小中・特殊教育課 特殊教育指導班 市町村指導係」	小中
青森	「県教育庁指導課 特殊教育指導班、県総合学校教育センター 特殊教育課」	幼小中
岩手	「指導課」	幼小中
宮城	「義務教育課 障害児教育班」	小中
秋田	「幼児・養護教育課」	幼小中
山形	「義務教育課」	
福島	「検討中 [養護教育課]」	
茨城	「特殊教育課」(1996～)	小中
栃木	「高校教育課 障害児教育室」(1996～親の会対応、1998～事業対応)	小中
群馬	(未回収)	
埼玉	「特殊教育課 (教育指導担当)」(1997～)	小中
千葉	「義務教育課 特殊教育室」	小中高
東京	「心身障害教育指導課」(1995～)	幼小中高
神奈川	? 現在は「障害児教育課」が対応	
新潟	「義務教育課 障害児教育係」(1999～)	
富山	「指導課 養護教育係」(1996～)	小中
石川	「学校指導課 (特殊学校教育担当)」(1992～)	小中
福井	「学校教育課 特殊教育グループ」(1996～)	小中
山梨	「高校教育課 (特殊教育担当)」(正式決定ではない) (1995～)	幼小中
長野	「検討中 [特殊教育課 指導係]」	
岐阜	「検討中 [学校支援課 (特殊教育担当)]」	
静岡	「検討中 [義務教育課 (指導担当)]」	
愛知	「特殊教育課 総務 特殊教育グループ」(1992～)	小中
三重	「検討中 [学校教育課 障害児教育グループ]」	
滋賀	「学校教育課 障害児教育室」(1995～)	小中高
京都	「学校教育課 障害児教育室」(特に決定したわけではない)	小中
大阪	「教育振興室 障害教育課」(2000～)	幼小中
兵庫	? 現在は「義務教育課 障害児教育室」が対応	
奈良	(未回収)	
和歌山	(未回収)	
鳥取	「小中学校課 障害児教育室」(1995～)	小中
島根	「検討中 [高校教育課 特殊教育室]」	
岡山	(未回収)	
広島	(未回収)	
山口	「指導課 特殊教育班」(昔からの流れで)	幼小中
徳島	未決定 [学校教育課 障害児教育指導室]	
香川	(未回収)	
愛媛	未決定 [障害児教育課]	
高知	「障害児教育室」(1999～)	小中高
福岡	「義務教育課 障害児教育室」(1995～)	小中
佐賀	「学校教育課 特殊教育係」(1997～)	小中
長崎	未決定 [県学校教育課と県教育センターの特殊教育班、生徒指導班が対応]	
熊本	「義務教育課 教育振興班」(1995～)	小中
大分	(未回収)	
宮崎	未決定 [学校教育課 特殊教育係]	
鹿児島	「学校教育課 特殊教育係」	小中
沖縄	「県立学校教育課 特殊教育室」(1999～)	幼小中高
札幌市	「学校教育課 学務課 就学指導係」(1990～)	小中
仙台市	(未回収)	
千葉市	「検討中 [指導課 (障害児教育担当)]」	
川崎市	「指導課 障害児教育係」(正式決定ではない)	幼小中
横浜市	「養護教育総合センター」(1999～)	小中
名古屋	(未回収)	
京都市	(未回収)	
大阪市	「指導部 養護教育課 学習障害等プロジェクトチーム」(1996～)	小中
神戸市	(未回収)	
広島市	(未回収)	
北九州	「指導第二課」(研修・研究・指導を行うのは養護教育センター)	小中
福岡市	「検討中 [発達教育センター 指導係]」	

- 注1) 「 」内はLD児等への対応部署の名称
 2) ()内は対応部署の決定年度
 3) []内は調査に回答した課・係等の名称

表1—2 LD児等の対応に責任を有する部署
と主に対応する学校階梯

(T県下市町村)		
市町村	部署（何年度～）	学校階梯
To市	未決定〔学校教育課 指導係〕	小
Ku市	〔教育総務課 指導係〕	
Yo市	〔学校教育課 指導係〕	小中
Sa市	未決定〔教育総務課〕	小中
Ko町	〔学校教育係〕(1998～)	
Iw町	未決定〔学校教育課〕	小中
Fu村	未決定〔?〕	
Fu町	未決定〔係制廃止〕	小中
Ka町	未決定〔学校教育係〕	
Wa町	未決定〔総務教育係〕	小中
Mo町	検討中〔?〕	
Ti町	〔教育総務課〕	小中
Ke町	〔学校教育係〕	
Si町	未決定〔総務教育課〕	小中
Ao町	〔総務学事係〕(正式決定ではない)	
Ha町	未決定〔教育課〕	小中
To町	未決定〔総務教育課 学事係〕	
Mi町	〔庶務学事係〕(1995～)	幼小
Se町	〔?〕	幼小
Ho町	〔教育課〕	幼小
Da町	未決定〔教育課 庶務・学校教育係〕	
Ak町	未決定〔教育課 学事係〕	幼小
Sa町	〔係制廃止(学校教育担当者)〕(1999～)	
Ai町	〔?〕	幼小
Hi村	〔教育委員会学事〕	幼小
Yo町	未決定〔?〕	
Ds町	未決定〔学校教育係〕	幼小
Na町	未決定〔?〕	
Nk町	未決定〔?〕	幼小
Ni町	〔総務学事課〕	
Mi町	〔学校教育係〕	小中

〔政令市〕(表1—1)

回答のあった7政令市において、「検討中」の2市(29%；千葉市、福岡市)を除く5市(71%；札幌市、川崎市、横浜市、大阪市、北九州市)が何らかの形で「決まっている」としていた。その内、横浜市は「他の部署(普通教育)とも連携を前提」としており、また大阪市の「学校教育全体の課題であるためプロジェクト(学習障害等プロジェクトチーム；幼・小・中・高・養の各校種担当の指導主事で組織)を結成した」とあり、通常教育と障害児教育との新たな連携による対応姿勢が特徴的であった。

対応部署が決定された年度に関しては、札幌市が1990年度～と早期であった他に、1996年度～が1市(大阪市)、1999年度～が1市(横浜市)であった。

主に対応する学校階梯に関しては、記載のあった5市の内で、「小中」が4市(80%；札幌市、横浜市、大阪市、北九州市)、「幼小中」が1市(20%；川崎市)であった。なお、「後期中等教育」段階を含むとする回答はな

かった。

〔市町村〕(表1—2)

回答のあった31市町村において、「未決定」が過半数の16市町村(52%)に及んだ。「検討中」は1町(3%)であり、何らかの形で「決まっている」としたのは14市町村(45%)であった。対応部署ならびに調査回答課・係等は、都道府県及び政令市のように「特殊教育」「障害児教育」「養護教育」等の名称を冠した専門部署ではなく、「学校教育」「教育」「総務」「庶務」「学事」など一般の課・係・担当者であった。なお、係制を廃止したとの記載が2町に見られた。

対応部署が決定された年度に関して記載のあったのは3町であり、1995年度～、1998年度～、1999年度～が各1町であった。

主に対応する学校階梯に関しては、記載のあった10市町村の中で、「幼」が1町(10%)、「小」が2市町(20%)、「幼小」が3町村(30%)、「小中」が4市町(40%)であった。すなわち、「義務教育」において、小学校段階は1町を除く9市町村(90%)が対応していたが、中学校段階は4市町(40%)しか対応できていなかった。

2. 「中間報告」「報告」の認知・理解度と想定する対象児(問3～5)

〔都道府県〕(表2—1)

「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」の「学習障害児等に対する指導について(中間報告)」(1995年3月27日；以下、「中間報

表2-1 「中間報告」「報告」の認知・理解度と想定する対象児

(都道府県及び政令市)

自治体	H7中間	H11報告	想定する対象児
北海道	◎深く理解	◎深く理解	L D児
青森	○一応承知	○一応承知	L D児、ADHD児等(学習上特別な配慮が必要な子を含む)
岩手	○一応承知	○一応承知	L D児、ADHD児
宮城	○一応承知	◎深く理解	何らかの中枢神経系の機能的な障害に起因する子(注1)
秋田	◎深く理解	◎深く理解	L D児、ADHD児等
山形	◎深く理解	◎深く理解	L D児、ADHD児等(軽度の知的障害・自閉的傾向を含む)
福島	○一応承知	○一応承知	L D児、ADHD児、高機能自閉症児等
茨城	◎深く理解	○一応承知	L D児、特別な支援が必要な子
栃木	○一応承知	○一応承知	L D児、L Dが疑われる子
群馬	(未回収)		
埼玉	◎深く理解	◎深く理解	L D児、ADHD児(それ以上は広げるつもりはない)
千葉	○一応承知	○一応承知	L D児、類似する学習上の困難を有する子
東京	◎深く理解	◎深く理解	L D児、ADHD児等
神奈川	◎深く理解	◎深く理解	検討中
新潟	○一応承知	○一応承知	L D児+α
富山	○一応承知	○一応承知	L D児+α
石川	○一応承知	◎深く理解	L D児+α
福山	○一応承知	◎深く理解	L D児、その周辺児
山梨	○一応承知	○一応承知	L D児、ADHD児、学習上特別な教育ニーズを有する子
長野	○一応承知	○一応承知	L D児、L Dの的確な判断がまだなされていない子
岐阜	◎深く理解	◎深く理解	L D児、ADHD/ADD児、高機能自閉症児等
静岡	○一応承知	○一応承知	L D児
愛知	○一応承知	○一応承知	L D児
三重	○一応承知	◎深く理解	L D児、ADHD児、高機能自閉症児
滋賀	○一応承知	○一応承知	L D児+α
京都	○一応承知	○一応承知	未定
大阪	◎深く理解	◎深く理解	L D児+α
兵庫	○一応承知	○一応承知	L D児、学習困難児
奈良	(未回収)		
和歌山	(未回収)		
鳥取	◎深く理解	◎深く理解	L D児、ADHD児等(大きく拡大はしない)
島根	◎深く理解	○一応承知	検討中
岡山	(未回収)		
広島	(未回収)		
山口	◎深く理解	◎深く理解	L D児、ADHDのような行動障害等のある子
徳島	○一応承知	○一応承知	L D児+α
香川	(未回収)		
愛媛	○一応承知	○一応承知	L D児、ADHD児等
高松	○一応承知	○一応承知	L D児、ADHD児等
福岡	◎深く理解	◎深く理解	L D児
佐賀	◎深く理解	◎深く理解	L D児、ADHD児、高機能自閉症児等
長崎	◎深く理解	◎深く理解	L D児、ADHD児、軽度の知的障害や自閉症児等
熊本	◎深く理解	◎深く理解	L D児+α
大分	(未回収)		
宮崎	○一応承知	○一応承知	L D児、ADHD児、高機能自閉症児
鹿児島	○一応承知	○一応承知	L D児、同様の状態像を呈すると認められる子
沖縄	○一応承知	○一応承知	L D児、ADHD児等
札幌市	◎深く理解	◎深く理解	L D児+α
仙台市	(未回収)		
千葉市	○一応承知	○一応承知	L D児、ADHD児等
川崎市	○一応承知	○一応承知	L D児、ADHD等のL D周辺児(研究中)
横浜市	○一応承知	◎深く理解	L D児、ADHD児、他の障害を併せ有するL D児
名古屋市	(未回収)		
京都市	(未回収)		
大阪市	○一応承知	○一応承知	L D児、L Dの疑いがある周辺児
神戸市	(未回収)		
広島市	(未回収)		
北九州	◎深く理解	◎深く理解	L D児+α
福岡市	◎深く理解	◎深く理解	

注1) ①学習の遅れや教科間のアンバランスが著しい子、②運動面でぎこちなさや不器用さが見られる子、③性格や行動面で気になることが見られ、学習指導や学級経営上で支障を来している子(離席、集中力の欠如、多動傾向、集団不適応、奇声を発する等)、④こだわりや特異的な行動が見られる子。

告」)及び「学習障害児に対する指導について(報告)」(1999年7月2日；以下、「報告」)の認知・理解度を4つの選択肢で問うた。すなわち、「1)出されたことも知らなかった」(表2では「×報告不知」)、「2)出されたことは知っていたが、内容については知らない」(「△内容不明」)、「3)内容について、国の啓発資料等を通じて、一応は承知している」(「○一応承知」)、「4)内容について、独自に検討を行う等して、深く理解している」(「◎深く理解」)である。

回答のあった40都道府県において、「×報告不知」ならびに「△内容不明」はなかった。そして、「中間報告」「報告」とともに「○一応承知」が20府県(50%)、「中間報告」が「○一応承知」で「報告」が「◎深く理解」というのが4県(10%)、「中間報告」が「◎深く理解」で「報告」が「○一応承知」というのが2県(5%)、ともに「◎深く理解」が14都道府県(35%)であった。記入者の主観的判断とはいえ、最終の「報告」を半数近くの都道府県が「深く理解」していた。

ところで、用語に関して、「中間報告」では「学習障害児等」と「等」が付けられていたが、「報告」では「等」が外されている。一方、調査研究協力者会議の名称は「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒」となっており、LD児のみに限定した名称とはなっていない。また、文部省の作成した教師用啓発資料『学習障害(LD)児等の理解に向けて みつめよう一人一人を』では副題として「学習上特別な配慮が必要な子どもたち」が使用され、今春から始まった「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究」の柱では「特別な教育ニーズを有する児童生徒」「教育上特別な支援を必要とする児童生徒」等とされている。これらに関わって、教育委員会が、「LD児等への対応」という場合に、現在どのような対象児を想定しているのかを問うた。

「未定」(京都)及び「検討中」(神奈川、島根)の3府県(8%)、並びに「LD児に限定している」の4道県(10%；北海道、静岡、愛知、福岡)を除く33都道府県(83%)は、「LD児を含む『学習上特別な配慮が必要な子どもたち』を広く想定している」と回答していた。ただし、広く想定する場合にも、「明確な判断基準が示されていない時点で限定することは困難」(山形)、「LDと判断する専門家チームが組織化されていない」(富山)、「LD児の実態把握がされておらず、また、LD児と判断するに足るだけの組織等(専門家チームの編成、親の依頼等の条件)がないため」(山梨)、「それ(LD児及びADHD児)以上に広げるつもりはない」(埼玉)、「大きく拡大はしない」(鳥取)、「個に応じた指導の観点から……広い範囲で対象を捉えている」(沖縄)など、微妙なニュアンスの違いが認められた。具体的には、LD児に加えて「ADHD児」を挙げたのが18都県(45%)、「高機能自閉症児」「軽度の自閉症/自閉的傾向児」を挙げたのが7県(18%；山形、福島、岐阜、三重、佐賀、長崎、宮崎)、「軽度の知的障害児」を挙げたのが2県(5%；山形、長崎)、「類似する学習上の困難を有する子/学習困難児」を挙げたのが2県(5%；千葉、兵庫)、他に「LDが疑われる子」「LDの的確な判断がまだなされていない子」等であった。宮城県は「何らかの中枢神経系の機能的な障害に起因する子」としていた(表2-1の注1に列挙)。

〔政令市〕(表2-1)

「中間報告」「報告」の認知・理解度については、回答のあった7政令市において、都道府県と同様に「×報告不知」ならびに「△内容不明」はなかった。そして、「中間報告」「報告」とともに「○一応承知」が3政令市(43%)、「中間報告」が「○一応承知」で「報告」が「◎深く理解」というのが1政令市(14%)、ともに「◎深く理解」が3政令市(43%)であった。

想定する対象児については、記入のあった6政令市において「LD児に限定している」ところはなく、全てが「LD児を含む『学習上特別な配慮が必要な子どもたち』を広く想定している」と回答していた。「LD周辺児」の他に、具体的に「ADHD児」を挙げたのが3政令市(千葉市、川崎市、

横浜市)であった。

〔市町村〕(表2-2)

「中間報告」「報告」の認知・理解度については、回答のあった31市町村において、都道府県及び政令市と異なって「×報告不知」または「△内容不明」が多く見られた。すなわち、ともに「×報告不知」が7町村(23%)、「中間報告」が「×報告不知」で「報告」が「△内容不明」というのが5町(16%)、ともに「△内容不明」が8市町村(26%)であった。「中間報告」欄に未記入で「報告」が「△内容不明」の1町も含めると、いずれかは「○一応承知」という認知・理解度にさえ至っていないところが21市町村(68%)にも上った。残る10市町村は、「中間報告」が「△内容不明」で「報告」が「○一応承知」というのが4市町(13%)、「中間報告」が「○一応承知」で「報告」が「△内容不明」というのが1町(3%)、ともに「○一応理解」が5市町(16%)であった。「◎深く理解」とした回答は皆無であった。

想定する対象児については(上述のような認知・理解度の下で)、記入のあった26市町村において、「LD児に限定している」と回答したところが約2/3の17市町村(65%)に上った。一方、「LD児を含む『学習上特別な配慮が必要な子どもたち』を広く想定している」と回答した9市町村(35%)では、都道府県及び政令市のように「ADHD児」「高機能自閉症児」といった用語は見られず、「多動的傾向児」「知的障害児(軽度)」の他にも「介助を要する子」「学力・性格・行動等に配慮の必要な子」「病欠等により学習の遅れている子」「学力に障害のある全ての子」として表現されていた。

表2-2 「中間報告」「報告」の認知・理解度と想定する対象児

(T県下市町村)

市町村	H7中間	H11報告	想定する対象児
T o市	△内容不明	△内容不明	LD児、多動的傾向児、介助を要する子
K u市	○一応承知	○一応承知	LD児
Y o市	△内容不明	○一応承知	
S a市	○一応承知	○一応承知	LD児
K o町	○一応承知	○一応承知	LD児、学力・性格・行動等に配慮の必要な子
I w町	×報告不知	×報告不知	
F u村	×報告不知	×報告不知	LD児
F u町	△内容不明	△内容不明	LD児
K a町	×報告不知	△内容不明	LD児+α
W a町	×報告不知	×報告不知	LD児
M o町	×報告不知	×報告不知	LD児
T i町	×報告不知	△内容不明	LD児
K e町	△内容不明	○一応承知	
S i町	△内容不明	○一応承知	LD児
A o町		△内容不明	LD児
H a町	△内容不明	△内容不明	LD児
T o町	×報告不知	△内容不明	LD児
M i町	△内容不明	△内容不明	LD児
S e町	○一応承知	○一応承知	LD児
H o町	△内容不明	△内容不明	LD児
D a町	×報告不知	△内容不明	LD児
A k町	△内容不明	△内容不明	
S a町	×報告不知	△内容不明	LD児、病欠等により学習の遅れている子
A i町	○一応承知	△内容不明	LD児、知的障害(軽度)で普通学級に在籍している子
H i村	△内容不明	△内容不明	LD児+α
Y o町	×報告不知	×報告不知	LD児+α
D s町	×報告不知	×報告不知	
N a町	△内容不明	○一応承知	LD児+α (LDの認定が困難である為)
N k町	△内容不明	△内容不明	LD児、学力に障害のある全ての子(テスト等による採点)
N i町	×報告不知	×報告不知	LD児
M i町	○一応承知	○一応承知	LD児

3. 国の事業等の活用と独自の取り組み（問6）

〔都道府県〕（表3—1）

1999年7月の「報告」では、まず「1. はじめに」において、この間におけるLD児等に関する文部省の施策を3つ列記していた。すなわち、「A：『みつめよう一人一人を』等の指導資料や理解啓発資料の作成・配布」「B：学習障害児等調査研究協力校の事業による実践研究」「C：学習障害児等指導相談事業による巡回指導」である。これらの施策を、教育委員会がどのように活用してきたかを、「1）資料が出されたことも知らなかった／こうした事業があることも知らなかった」、「2）資料が出されたことは知っていたが、活用できていない／事業の存在は知っていたが、事業は受けていない」、「3）資料を活用した／事業を受けた」という3つの選択肢で問うた。

まず、「A：指導資料や理解啓発資料の作成・配布」に関して記載のあった40都道府県の内、「1）知らなかった」はなく、「2）活用できていない」が7道府県（18%）で、「3）活用した」が33都道府県（83%）に上った。具体的には、各教育事務所、市町村教育委員会、小中学校、盲・聾・養護学校などに配布したこと、研修会・講演会で参加者に配布したこと、独自の啓発資料を作成する為の基礎資料としたこと等が記されていた。

次に、「B：学習障害児等調査研究協力校の事業による実践研究」に関して記載のあった39都道府県の内、「3）事業を受けた」は11都県（28%）であり、「1）知らなかった」はなかったものの、「2）事業は受けていない」が28道府県（72%）に上った。また、「C：学習障害児等指導相談事業による巡回指導」に関しては、記載のあった40都道府県の内、「3）事業を受けた」は14都県（35%）であり、「1）知らなかった」が2県（5%）、「2）事業は受けていない」が24道府県（60%）であった。全都道府県を対象とした理解啓発資料の配布等と異なって、指定件数が限られた事業においては、都道府県の2～3割台しか活用できていない状況がうかがえた。

なお、都道府県の取り組みとしては、独自の理解啓発資料・指導手引き等の作成配布や、研修会・講座等の開催が多く見られた。他には、検討委員会・調査研究会などの設置、LD児等の実態調査、指導の在り方等に関する実践研究、保護者も対象にした相談活動、LD等専門教員の養成配置などが記されていた。

〔政令市〕（表3—1）

国の事業等の活用に関しては、まず「A：指導資料や理解啓発資料の作成・配布」について、記載のあった7政令市の全てが「3）活用した」であった。具体的には、各学校への配布、教員研修や講演会等の資料、独自の啓発資料を作成する為の基礎資料などが記されていた。

次に、「B：学習障害児等調査研究協力校の事業による実践研究」「C：学習障害児等指導相談事業による巡回指導」に関しては、記載のあった7政令市内、「3）事業を受けた」のは1政令市（横浜市；「B：学習障害児等調査研究協力校の事業による実践研究」）のみであり、他は全て「2）事業は受けていない」であった。

政令市の取り組みとしては、独自の理解啓発資料の作成配布や研修会の開催が多く見られた。他には、検討委員会・研究プロジェクトの設置、個別指導学級での実践、LD児等の実態把握、学習障害児等支援事業などが記されていた。

〔市町村〕（表3—2）

市町村においては、都道府県及び政令市と異なり、国の理解啓発資料はほとんど活用されていなかった。すなわち、回答のあった31市町村において、「A：指導資料や理解啓発資料の作成・配布」についてわずかに1市（3%）が「3）活用した」（具体的には「各学校に送付」と回答したのみ

表3-1 国の事業等の活用と独自の取り組み

(都道府県及び政令市)

自治体	A	B	C	独自の取り組み
北海道	2	2	2	検討委員会の設置、実態調査に向けて検討中
青森	③	2	2	理解啓発資料の作成・配布(1993)、県総合学校教育センターでLD・ADHD関連の講話を予定(2000)
岩手	③	2	2	県総合教育センターでの「学習障害児の指導方法、指導内容の在り方に関する研究」(1992-94)
宮城	③	③	③	独自の啓発資料(指導者用の手引き)の作成配布を予定(2000)
秋田	③	③	2	県総合教育センターでの研修講座、担任からの相談の受け、特殊学級新任を対象とした「オナー・ガード」研修の実施
山形	③	③	③	『一人一人に応じた教育』の発刊(1998)、各種研修会の実施、「学習障害児等理解啓発事業」の実施
福島	③	2	2	軽度障害児指導法セミナー、LD児等の教育研修講座、心身障害児「ドット」『LD(学習障害)』の発行
茨城	③	③	2	県内10小学校で「学習障害児等相談事業」(専門家を派遣して相談活動)を実施(2000)
栃木	2	2	③	LD児に対する指導方法等に関する実践研究(文部省委嘱、2000-01)、総合教育センターでの教育研修
群馬	(未回収)			
埼玉	③	③	③	『学習障害児等の指導』等の作成配布(1997-98)、教育センターでの研修会(1997-99)、文部省委嘱事業(2000-01)
千葉	③	2	③	『障害児教育指導資料』の発行、特殊教育センターでの実践研究・研修講座、一般県民対象の公開講座(2000)
東京	③	③	③	独自の啓発資料の作成配布、研修会の開催
神奈川	③	③	③	『援助を待っている子どもたち』の作成配布(1994)、教育センターでの指導法研究(1993-94)、研修会の開催
新潟	2	2	1	LD児に対する研究協議会の設置(幅広い意見の聴取と政策への反映)、LD児の実態調査
富山	③	2	③	「フット(4シブ)」の作成配布、LD児等教育研修会(年3回)、LD児等の援助・指導の在り方の研究
石川	③	2	③	啓発資料の作成配布(1999)、教育センターでの研修会、県下6ヶ所での教育講演会、相談事業・専門委員会の開催
福井	③	2	③	LD児に対する指導方法等に関する実践研究(文部省委嘱、2000-01)、県特殊教育センターでの研修講座(1999-)
山梨	③	2	2	小中学校中堅教員対象の理解啓発研修会(2000-02)、国立特殊教育総合研究所の指導者研修への参加
長野	③	2	2	総合教育センター研修講座等の開催、同センター研究紀要への研究内容の掲載、県特殊教育教育課程指導書(2001)
岐阜	③	2	2	総合教育センターでの研修・重点講話、同センター研究委員会による実践研究及び発表(1994-99)
静岡	2	2	1	教員向け資料の作成配布、研修会の開催
愛知	③	③	③	抜粋資料の作成、講習会や研修会の開催
三重	③	2	2	
滋賀	③	③	③	啓発資料の作成配布、各研修内容にLD関連を盛り込む、学習障害等教育相談の開始(2000-)
京都	2	2	2	府総合教育センターでの指導資料の作成・講座の開催
大阪	③	2	2	
兵庫	③	2	2	「学習障害等学習困難児の調査研究会」(1993-94)、『わかって!ばくのこと わたしのこと』の作成配布(1996)
奈良	(未回収)			
和歌山	(未回収)			
鳥取	③	2	2	県教育研修センターの講座、LD等専門教員の養成配置(3名×4ヶ年)・LD等研修会・理解啓発資料(2000-)
島根	③	2	2	
岡山	(未回収)			
広島	(未回収)			
山口	③	2	2	「LD児の教育的援助」や「通常学級に在籍する学習や行動等に困難を示す子どもへの支援の在り方」の研究
徳島	2	2	2	
香川	(未回収)			
愛媛	③	2	③	資料『学習障害児の理解と指導に向けて』の作成配布
高知	2	2	2	巡回教育相談の実施、LD児の実態把握に関して県教育センターと協議予定
福岡	③	③	③	県教育センターでの調査研究・専門講座・長期研修、指導者講習会、教員研修会、文部省の事業・協力校・研究
佐賀	③	③	2	資料『配慮を必要とする児童生徒の理解と指導—学習障害(LD)児等を中心に—』の作成配布
長崎	③	2	2	『学習障害及びそれに類似する学習上の困難を有する児童』(県教育センター)の作成
熊本	③	2	2	国立特殊教育総合研究所への講習会派遣、特殊学級担任教員研修会、巡回教育相談による保護者相談
大分	(未回収)			
宮崎	③	2	2	県教育研修センターでの公開講座(1996-)
鹿児島	③	2	2	教育センターでの「LD児等の指導に関する研究」と研究成果の公開・研究誌の配布、通常学級担任の研修講座
沖縄	③	2	2	学習障害児等調査研究運営会議を設置し研究協力校を指定して実践的研究を進行中
札幌市	③	2	2	研修事業(研修会・教育講演会・研修講座)の実施(1992-)、指導資料を発行予定(2000)
仙台市	(未回収)			
千葉市	③	2	2	千葉市障害児教育検討委員会による検討
川崎市	③	2	2	巡回指導を含む情緒障害通級についての研究プロジェクトを発足し研究中
横浜市	③	③	2	啓発資料の作成、研修会の開催、個別指導学級を開設し通級及び訪問指導、文部省研究協力事業(2000-)
名古屋市	(未回収)			
京都市	(未回収)			
大阪市	③	2	2	養護教育研修会の実施、啓発資料の作成配布・スクールセンターの研修会・実態把握等の研究を予定
神戸市	(未回収)			
広島市	(未回収)			
北九州市	③	2	2	啓発プロジェクトの作成配布(1998)、研修会の開催、養護教育センターでの委嘱研究、学習障害児等支援事業(1999-)
福岡市	③	2	2	研修事業

注1) 項目欄のABCは、「A:指導資料や理解啓発資料の作成・配布」、「B:学習障害児等調査研究協力校の事業による実践研究」、「C:学習障害児等指導相談事業による巡回指導」という国の事業を指す。

2) 回答欄の数字は、「1:知らなかった」、「2:知っていたが、活用できていない/事業は受けていない」、「③:活用した/事業を受けた」という選択肢を指す。

表3—2 国の事業等の活用
と独自の取り組み

(T県下市町村)					
市町村	A	B	C	独自の取り組み	
To市	2	1	1	県教委への加配教員の要求	
Ku市	2	2	2		
Yo市	②	1	1		
Sa市	2	2	1		
Ko町	2	2	2		
Iw町	2	1	1		
Fu村	1	1	1		
Fu村	2	2	2		
Ka町	2	1	1		教育相談員による学校巡回
Wa町	2	1	1		
Mo町	1	1	1		
Ti町	2	2	2		
Ke町	1	1	1		
Si町	2	2	2		
Ao町	2	2	1		
Ha町	2	2	2		
To町	2	1	1		
Mi町	2	2	2		
Se町	2	2	2		
Ho町	2	1	1		
Da町	2	1	1		
Ak町	2	1	1		
Sa町	2	1	1		
Ai町	2	1	1		
Hi村	2	1	1		
Yo町	1	1	1		
Ds町	1	1	1		
Na町	2	1	2		
Nk町	1	1	1		
Ni町	1	1	1		
Mi町	2	2	2		

であった。そして、「1）知らなかった」は7町村（23%）、「2）活用できていない」は23市町村（74%）に上った（ただし、県が学校等へ直接送付したことも考えられ、市町村教育委員会の回答が市町村立校における国の理解啓発資料の活用度の低さを示すとは言えない）。

また、市町村が指定対象ではない事業においては、当然ながら事業の存在さえあまり知られていなかった。すなわち、「1）知らなかった」が「B：学習障害児等調査研究協力校の事業による実践研究」については20市町村（65%）（残りの11市町は「2）事業は受けていない」）、「C：学習障害児等指導相談事業による巡回指導」については21市町村（68%）（残りの19市町は「2）事業は受けていない」）に上った。

市町村の独自の取り組みとしては、わずかに2市町から「県教委への加配教員の要求」「教育相談員による学校巡回」が報告された。

4. 校内委員会・専門家チーム及び「個に応じた指導」（問7～8）

〔都道府県〕（表4—1）

「報告」では、「2. 学習障害の定義について」「3. 学習障害の判断・実態把握基準」及びその「試案」が記述されており、

その中で実態把握と判断の為に「校内委員会」と「専門家チーム」の設置を謳っている。そこで、教育委員会がどのように対応（対応を予定）しているかを問うた。

まず、学校における実態把握のための「校内委員会」について、記載のあった39都道府県の中で、「4）設けるか否か未検討である」または選択肢にはなかった「検討中」と回答したところが27府県（69%）に上った。他は、「1）障害児のための既存の『校内就学指導委員会』を当てている（当てる方針である）」が7県（18%；岩手、秋田、福島、福井、岐阜、山口、鹿児島）、「2）その他の既存の『教育相談のための委員会』等を当てている（当てる方針である）」はなく、「3）新たにLD児のための『校内委員会』を設けている（設ける方針である）」が4都県（10%；栃木、埼玉、東京、愛知。いずれもモデル事業の指定を受けた都県）であった。なお、「学校の判断に委ねる」との回答が1道（3%；北海道）に見られた。

次に、LD児の判断のための「専門家チーム」について、記載のあった39都道府県において、「5）設けるか否か未検討である」または選択肢にはなかった「検討中」と回答したところが25府県（64%）に上った。他は、「1）障害児のための既存の『都道府県就学指導委員会』を『専門家チーム』として当てている（当てる方針である）」が2県（5%；青森、秋田—「既存の就学審議会に分科会を設置する予定」）、「2）その他の既存の『教育相談のための委員会』等を当てている（当てる方針である）」が1県（3%；宮城—「要請教育相談」）、「3）国のモデル事業として新たに『専門家チーム』を設けている（設ける方針である）」が7都県（18%；栃木、埼玉、東京、福井、愛知、滋賀、福岡。当然ながら、いずれもモデル事業の指定を受けた都県）、「4）都道府県の独自事業として新たに『専門家チーム』を設けている（設ける方針である）」が4道県（10%；北海道、新潟、

表4-1 校内委員会・専門家チーム及び「個に応じた指導」

(都道府県及び政令市)

自治体	A	B	1	2	3	4	5	6	7	8	9	備考*学校の判断に委ねる
北海道	*	4	◎	○	○					○		
青森	4	1	○			○						
岩手	1	5	○	○								
宮城	4	2*	◎								○	2* 要請教育相談
秋田	1	1*	◎	◎	○		◎	○	○	○		1* 既存の就学審議会に分科会を設置する予定
山形	4	5	◎	◎							*	* 県教育センターでの調査研究を充実させる予定
福島	1	5	◎									
茨城			◎				◎					
栃木	3	3	◎	◎	◎	◎						
群馬	(未回収)											
埼玉	3	3	◎							○		
千葉	検討中		◎		○							
東京	3	3	◎	◎	◎		◎			◎		
神奈川	検討中		◎									
新潟	4	4	○	○								
富山	4	5	◎	◎								
石川	4	4*					◎		◎	◎		4* 学習障害等専門委員会
福井	1	3	◎	◎			◎			◎		◎1・8) 県特殊教育センターの学校巡回指導事業、研修事業等で既に対応
山梨	4	5	◎	◎	○	○	○				*	* 教育センター特殊教育部の巡回教育相談にLD児の専門家を入れる予定
長野	4*	5*	◎	◎	◎							4*5* 国の動向をみながら検討していく
岐阜	1	5*	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	○		5* 設ける方針であるが未定。◎3・5・6・7)で現実に受け入れている
静岡	4	5	◎	◎	○							
愛知	3	3	◎	◎							◎*	◎* 文部省指定の学習障害児等指導相談事業による
三重	4	5	◎	◎	○						◎	
滋賀	4	3	○	○			○*				*	○* 言葉の面のみ指導。* 教育相談対応(担任への支援体制の確立)
京都	4*	5*	◎				◎					4* 5* 設けるであろうがどんな形態かを検討していない
大阪	4	5									*	* 教育センターでの研修の実施
兵庫	4	5			○							
奈良	(未回収)											
和歌山	(未回収)											
鳥取	4*	5*	◎		○						*	4* 5* 将来的に設ける方向。* LD等専門教員による巡回・個別指導
島根	検討中		◎	◎		◎	◎			○		
岡山	(未回収)											
広島	(未回収)											
山口	1	5	◎	○					◎	◎		
徳島	4	5	◎	◎		○						
香川	(未回収)											
愛媛	4	5									*	* 未定
高知	4	5	○	○			○			◎		
福岡	4	3	◎	◎	◎					◎		◎2・3・8)は文部省の実践研究における研究協力校のみ
佐賀	4	5		◎								◎一部の学校で
長崎	4	5	◎									2・3・5・6)については学校独自に対応しているところもある
熊本	4	5	○	○	◎	◎	◎	◎				
大分	(未回収)											
宮崎	4	5	◎									
鹿児島	1	5	◎	○							○	◎センター講座
沖縄	4	4*	○	○			○					4* 学習障害児等調査研究運営会議
札幌市	1	1	◎	◎							*	* 検討中
仙台市	(未回収)											
千葉市	4*	1*	◎	◎	◎		○	◎	◎	◎*		4* 1* 検討中。◎*訪問指導
川崎市	2	5	◎	◎			◎	◎	◎	◎		
横浜市	1	3	◎	◎	○		◎	◎	◎	◎		
名古屋	(未回収)											
京都市	(未回収)											
大阪市	4	5	◎						◎*			◎*実態としてLDで集団適応困難の子が75条学級に在籍する例あり
神戸市	(未回収)											
広島市	(未回収)											
北九州	4	4*	◎	◎			◎		◎			4* 学習障害児等支援事業
福岡市	4	5	○	○			◎					

注1) 項目欄のABは、A：校内委員会、B：専門家チームを指す。
 2) 回答欄の◎○は、◎：既に取組中、○：今後取組予定を示す。
 3) 項目欄及び回答欄の数字は、巻末に掲載している「調査用紙：『都道府県及び政令指定都市』用」を参照のこと。
 4) 自治体欄の☆印は、「学習障害児の判断・実態把握体制等に関するモデル事業」及び「学習障害児等に対する指導充実事業」(2000-01)の文部省指定を受けた15自治体を示す。

石川—「学習障害等専門委員会」、沖縄—「学習障害児等調査研究運営会議」）であった。

また、「報告」は最後に「4. 学習障害児に対する指導方法」「5. 学習障害児に対する指導の形態と場」を記述している。そこで、LD児等の「個に応じた指導」の形態と場に関して、教育委員会が後述のような8つの対応の各々について「◎：既に取り組んでいる」「○：今後取り組む予定である」かを問うた。回答のあった40都道府県において、「1）学級担任（教科担任）が配慮して指導できるように研修の実施」は◎25都道府県（63%）・○9県（23%）、「2）各学校における学校全体の支援体制の構築」は◎7都県（18%）・○15道県（38%）、「3）ティームティーチングの活用」は◎8都県（20%）・○8道県（20%）、「4）個別指導のための非常勤講師の活用」は◎1県（3%）・○3県（8%）、「5）『通級指導教室』（通級による指導）の活用」は◎9都府県（13%）・○7県（18%）、「6）75条学級（障害児学級）の活用」は◎3県（8%）・○が2県（5%）、「7）盲・聾・養護学校の活用」は◎3県（8%）・○2道県（5%）、「8）教育センターなどからの専門家による巡回指導」は◎9都県（23%）・○6県（15%）であった。「9）その他」としては、「教育センター特殊教育部の巡回教育相談にLD児の専門家を入れる予定」（山梨）、「教育相談対応（担任への支援体制の確立）」（滋賀）、「LD等専門教員による巡回・個別指導」（鳥取）などが記されていた。

〔政令市〕（表4-1）

まず、「校内委員会」について、回答のあった7政令市の内で、「4）設けるか否か未検討である」（検討中を含む）が4政令市（57%；千葉市、大阪市、北九州市、福岡市）に上った。他は、「1）障害児のための既存の『校内就学指導委員会』を当てている（当てる方針である）」が2政令市（29%；札幌市、横浜市）、「2）その他の既存の『教育相談のための委員会』等を当てている（当てる方針である）」が1政令市（14%；川崎市）であった。なお、政令市では「3）新たにLD児のための『校内委員会』を設けている（設ける方針である）」はなかった。

次に、「専門家チーム」について、回答のあった7政令市において、「1）障害児のための既存の『政令市就学指導委員会』を『専門家チーム』として当てている（当てる方針である）」が2政令市（29%；札幌市、千葉市）、「2）その他の既存の『教育相談のための委員会』等を当てている（当てる方針である）」はなく、「3）国のモデル事業として新たに『専門家チーム』を設けている（設ける方針である）」が1政令市（14%；横浜市）、「4）政令市の独自事業として新たに『専門家チーム』を設けている（設ける方針である）」が1政令市（14%；北九州市—「学習障害児等支援事業」）、「5）設けるか否か未検討である」が3政令市（43%）であった。

LD児等の「個に応じた指導」の形態と場に関して、回答のあった7政令市において、「1）学級担任（教科担任）が配慮して指導できるように研修の実施」は◎6政令市（86%）・○1政令市（14%）、「2）各学校における学校全体の支援体制の構築」は◎4政令市（57%）・○2政令市（29%）、「3）ティームティーチングの活用」は◎1政令市（14%）・○1政令市（14%）、「4）個別指導のための非常勤講師の活用」は選択がなく、「5）『通級指導教室』（通級による指導）の活用」は◎3政令市（43%）・○2政令市（19%）、「6）75条学級（障害児学級）の活用」は◎4政令市（57%）、「7）盲・聾・養護学校の活用」は◎1政令市（14%）、「8）教育センターなどからの専門家による巡回指導」は◎3政令市（23%）であった。

〔市町村〕（表4-2）

まず、「校内委員会」について見ると、都道府県及び政令市と異なって、「1）障害児のための既存の『校内就学指導委員会』を当てている（当てる方針である）」が記載のあった29市町村の内の23

表4-2 校内委員会・専門家チーム及び「個に応じた指導」

(T県下市町村)

市町村	A	B	1	2	3	4	5	6	7	8	9	備考
T○市	1	6			○			○	○		○	
Ku市	4	6										
Yo市	4	6	○	○	○							
Sa市	1	1	◎		◎	○						
Ko町	1	6	◎	○	◎				◎		○	
Iw町	1				◎							
Fu村	4	6										
Fu町	1	1		◎								
Ka町	1	1		○				○				
Wa町	1	1			○							
Mo町	4	6	◎	○	◎	○						
Ti町	1	1	○		○							
Ke町	4	6	○									
Si町	1	6			◎	○		○				
Ao町	1	6										
Ha町	1	1	○	○	○	○						
To町	1	6	◎	◎	○							
Mi町	1	1	○	○		○		○				
Se町	1	1			○			◎				
Ho町	1	1	○					○				
Da町	1	1	○	○	○			○				
Ak町	4	6	○	○	○			○				
Sa町	1	1			◎	◎						
Ai町	1	1		◎					◎			
Hi村	1	2		○	○	○					○	
Yo町	1	1		○				○				
Ds町			◎	◎	◎			◎				◎学校にて行っている
Na町	1							○				
Nk町	1	1			◎							◎担任による補習授業
Ni町	1	1						○				
Mi町	1			○	○			○				

注1) 項目欄及び回答欄の数字は、巻末に掲載している「調査用紙：『市町村』用の第3葉」を参照のこと。

市町村 (79%) に上った (残りの6市町村は「4) 設けるか否か未検討である」)。

次に、「専門家チーム」についても、「1) 障害児のための既存の『市町村就学指導委員会』を『専門家チーム』として当てている (当てる方針である)」が記載のあった28市町村の内の16市町 (57%) に上った。残りは、「2) その他の既存の『教育相談のための委員会』等を当てている (当てる方針である)」の1村を除いて、11市町村が「6) 設けるか否か未検討である」であった。

LD児等の「個に応じた指導」の形態と場に関しては、回答のあった31市町村において、「1) 学級担任 (教科担任) が配慮して指導できるように研修の実施」は◎5市町 (16%)・○8市町 (26%)、「2) 各学校における学校全体の支援体制の構築」は◎4町 (13%)・○12市町村 (39%)、「3) ティームティーチングの活用」は◎8市町 (26%)・○10市町村 (32%)、「4) 個別指導のための非常勤講師の活用」は◎1町 (3%)・○6市町村 (19%)、「5) 『通級指導教室』 (通級による指導) の活用」は○1市 (3%)、「6) 75条学級 (障害児学級) の活用」は◎2町 (6%)・○11市町 (35%)、「7) 盲・聾・養護学校の活用」は◎2町 (6%)、「8) 教育センターなどからの専門家による巡回指導」は○3市町村 (10%) であった。都道府県及び政令市と異なって、既実施の対応としては「3) ティームティーチングの活用」が最も選択率が高いこと、未開設の通級指導教室での対応よりも既設の75条学級での対応への期待が高いこと等がうかがえた。

表5-1 通級指導教室・加配教職員の状況及びLD児等の人数把握

(都道府県及び政令市)

自治体	公立小学校			公立中学校			LD児等の人数把握 (調査年度) [LD児等数/調査母数]
	校数 [校]	通級指導教室 [教室/校] (%)	加配 [人]	校数 [校]	通級指導教室 [教室/校] (%)	加配 [人]	
北海道	1,545	184 / 76 (5)		752	2 / 1 (0)		調査予定
青森	114	13 / 13 (11)	(19)	132	- / - (-)	(1)	(1996)実施
岩手	481	91 / 66 (14)	-	212	2 / 2 (1)	-	(1993)小・59 / 2,948人、中・26 / 1,848人
宮城	450	76 / 54 (12)	-	211	1 / 1 (0)	-	(1993)小・162 / 5,403人、中・86 / 2,934人
秋田	320	21 / 14 (4)	-	135	- / - (-)	-	文部省調査研究協力校での実態把握のみ
山形	362	/ 25 (7)	-	134	- / - (-)	-	過去に実施
福島	572	25 / 12 (2)	-	246	1 / 1 (0)	-	(2000)小・169 / 135,700人、中・60 / 77,548人
茨城	592	32 / 22 (4)	-	235	1 / 1 (0)	-	未実施
栃木	437	30 / 30 (7)	-	176	1 / 1 (1)	-	未実施
群馬	(未回収)						
埼玉	835	87 / 47 (6)	-	422	4 / 3 (1)	-	(1997)実施
千葉	860	76 / 76 (9)	-	385	- / - (-)	-	未実施
東京							通級指導のLD数：(1999)小51人、中18人
神奈川	901	91 / 57 (6)	-	480	5 / 2 (0)	-	未実施
新潟	636	43 / 28 (4)	-	249	- / - (-)	-	(1999)実施
富山	226	36 / 36 (16)	-	85	- / - (-)	-	(1999)小・95 / 62,535人、中・34 / 35,914人
石川	270	12 / 12 (4)	-	109	2 / 2 (2)	-	(2000)
福井	221	14 / 14 (6)	-	80	4 / 4 (5)	-	未実施
山梨	216	8 / 8 (4)	-	101	- / - (-)	-	未実施
長野	404	41 / 31 (8)	-	194	- / - (-)	-	未実施
岐阜	408	51 / 39 (10)	-	196	- / - (-)	-	(1995-96)実施
静岡	538	/ 31 (6)	-	271	/ 4 (1)	-	(1999)小・91 / 229,501人、中・35 / 126,328人
愛知	986	34 / 30 (3)	-	414	6 / 6 (1)	-	未実施
三重	453	19 / 12 (3)	-	180	4 / 4 (2)	-	未実施
滋賀	231	15 / 15 (6)	-	99	1 / 1 (1)	-	未実施
京都	267	70 / 40 (15)	-	100	- / - (-)	-	未実施
大阪	1,040	68 / 63 (6)	-	466	5 / 5 (1)	-	未実施
兵庫	842	29 / 19 (2)	-	362	2 / 2 (1)	-	未実施
奈良	(未回収)						
和歌山	(未回収)						
鳥取	178	4 / 4 (2)	2	60	- / - (-)	1	(1995)実施
島根	295	30 / 19 (6)	-	114	1 / 1 (1)	-	「特別な配慮を必要とする子」について実施
岡山	(未回収)						
広島	(未回収)						
山口	364	25 / 19 (5)	-	186	1 / 1 (1)	-	(1998)小・125 / 87,045人、中・39 / 50,570人
徳島	243	16 / 11 (5)	54	92	- / - (-)	8	未実施
香川	(未回収)						
愛媛	381	25 /	-	151	- / - (-)	-	未実施
高知	302	6 / 3 (1)	-	131	- / - (-)	-	未実施
福岡	778	42 / 21 (3)	-	344	6 / 5 (1)	-	文部省調査研究協力校での実態把握のみ
佐賀	177	22 / 12 (7)	-	94	- / - (-)	-	未実施
長崎	421	26 / 17 (4)	-	200	- / - (-)	-	(1992)小・292/127,239人、(1998)小・263/19,269人
熊本	512	23 / 11 (2)	-	201	3 / 2 (1)	-	未実施
大分	(未回収)						
宮崎	293	23 / 14 (5)	-	146	- / - (-)	-	未実施
鹿児島	606	45 / 25 (4)	-	277	1 / 1 (0)	-	(1996)小・277 / 9,062人
沖縄	280	14 / 14 (5)	-	164	- / - (-)	-	未実施
札幌市	211	14 / 10 (5)	-	100	2 / 1 (1)	-	未実施
仙台市	(未回収)						
千葉市	118	5 / 3 (3)	-	56	- / - (-)	-	未実施
川崎市	114	/ 6 (5)	-	51	/ - (-)	-	未実施
横浜市	348	57 / 10 (3)	-	145	8 / 1 (1)	-	未実施
名古屋市	(未回収)						
京都市	(未回収)						
大阪市	303	11 / 10 (3)	-	130	1 / 1 (1)	-	未実施
神戸市	(未回収)						
広島市	(未回収)						
北九州	137	11 / 7 (5)	-	64	2 / 2 (3)	-	未実施
福岡市	146	15 / 7 (5)	-	69	3 / 2 (3)	-	未実施

注1) 公立学校数は、分校を含む数字である(北海道は1999年度, 他は2000年度)。

注2) 通級指導教室の欄は、分子に開設教室数を、分母に開設学校数を示す。(開設校率) = 開設校数 / 学校数 × 100を示す。

注3) 加配の欄は、常勤職数及び(非常勤職数)を示す。

5. 通級指導教室・加配教職員の状況及びLD児等の人数把握 (問9~10)

〔都道府県〕(表5-1)

前節で見たように、1993年度より制度化された「通級指導教室」(通級による指導)はLD児等の「個に応じた指導」の形態・場の一つと想定され、活用が期待されてもいた。通級指導教室の開設状況をみると、記載のあった39道府県において、公立小学校では全て(100%)の都道府県に設置されていたが、開設校率(開設校数÷公立学校数×100)は1(高知)~16%(富山)と多様であった。中学校では、18府県(46%)が未設置であり、設置している21道府県でも開設校率は福井県(5%)を除いて0~2%という低い状況にあった。

次に、公立小・中学校においてLD児等への対応のために特に教職員数を加配(2000年度)したところは、記載のあった32府県の内の3県(9%)であった。すわわち、青森県は「緊急雇用対策」として非常勤を小学校に19人、中学校に1人を加配していた。鳥取県は、2000~2003年度の4か年計画で毎年3人ずつ専門的な研修を受けた教員(常勤)を加配する独自施策(学習障害等指導充実事業)に着手しており、初年度にまず小学校2人、中学校1人の加配を行っていた。徳島県は、県独自の裁量で障害児教育に関連して小学校54人、中学校8人の常勤加配を行っていた。

ところで、LD児等への対応を進める上で、LD児等の実態把握が重要となってくる。そこで、教育委員会が、LD児等の人数を把握しているかを問うた。回答のあった40都道府県において、「1)

表5-2 通級指導教室・加配教職員の状況及びLD児等の人数把握

(T県下市町村)

市町村	人口 [千人]	公立小学校			公立中学校			LD児等の人数把握 (調査年度) [LD児等数/調査母数]
		校数 [校]	通級指導教室 [教室/校](%)	加配 (人)	校数 [校]	通級指導教室 [教室/校](%)	加配 (人)	
To市	149.0	30	1/1 (3)	-	10	-/- (-)	-	未実施
Ku市	49.8	14	1/1 (7)	-	4	-/- (-)	-	未実施
Yo市	138.7	23	1/1 (4)	1	9	-/- (-)	-	未実施
Sa市	37.1	7	1/1 (14)	-	3	-/- (-)	-	未実施
Ko町	8.5	4	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	(1998)小・2/554人
Iw町	14.1	6	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Fu村	3.5	1	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Fu町	4.7	3	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Ka町	8.4	3	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Wa町	5.1	4	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Mo町	4.3	1	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Ti町	9.4	6	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Ke町	10.0	4	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Si町	4.5	3	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Ao町	8.3	5	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Ha町	7.8	2	-/- (-)	-	-	-	-	未実施
To町	6.7	3	-/- (-)	1	1	-/- (-)	1	未実施
Mi町	8.1	3	-/- (-)	1(1)	1	-/- (-)	-	(1995)小・5/464人、中・1/283人
Se町	4.4	2	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Ho町	7.9	1	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Da町	9.1	1	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Ak町	8.4	4	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Sa町	8.2	2	-/- (-)	(1)	1	-/- (-)	-	未実施
Ai町	4.0	2	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Hi村	3.0	1	-/- (-)	(1)	-	-	-	(?)小・3/178人
Yo町	9.1	1	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Ds町	6.8	4	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	(?)小・3/376人、中・4/256人
Na町	7.6	3	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	過去に実施
Nk町	5.3	1	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Ni町	6.8	11	-/- (-)	-	1	-/- (-)	-	未実施
Mi町	5.4	5	-/- (-)	2	1	-/- (-)	1	(1994~)小・2/319人、中・1/185人

注1) 人口は、2000年5月1日現在の推計人口であり、小数点第2位を四捨五入した。

実態把握は行ったことがない」（未実施）が実施予定のところを含めて21道府県（53％）に上った。部分的にでも何らかの形で「2）過去に実態把握を行ったことがある」と見られたのは16都県（40％）であり、「3）毎年度、実態把握を行っている」と回答したのが3県（8％；福島〔1998～〕、富山〔1996～〕、山口〔1998～〕）に留まった。

〔政令市〕（表5—1）

通級指導教室の開設状況をみると、記載のあった7政令市において、公立小学校では全て（100％、開設校率は3～5％）、公立中学校では5政令市（71％、開設校率は1～3％）が開設していた。なお、教職員数の加配に関しては該当がなかった。また、LD児等の人数把握に関しては、7政令市いずれも未実施であった。

〔市町村〕（表5—2）

通級指導教室の開設状況をみると、記載のあった22市町村において、公立小学校では4市（18％、開設校率は3～14％）が開設していたが、公立中学校では開設していなかった。

教職員数の加配に関しては、小学校で6市町村が実施しており、常勤職2人加配が1町、常勤職1人加配が2市町、常勤職1人・非常勤職1人加配が1町、非常勤職1人加配が2町村であった。中学校では2町が、常勤職1人加配を行っていた。県の加配に留まらず、市町村独自の加配が行われている様子がうかがわれた。

LD児等の人数把握に関しては、記載のあった30市町村において、未実施が24市町村（80％）に上った。他は、実施したことのあるところが5町村（17％）、毎年実施しているのが1町（3％、1994～）であった。

IV. 考 察

1. LD児等への対応に係る地方教育施策の特徴

日本におけるLD児等への教育的対応は、文部省にあっては1990年代の調査研究段階から2000年以降は何らかの施策化・制度化に踏み込むべき段階に至っている。それに向けての指針は、本調査でも取り上げた「中間報告」「報告」に集約されている。しかし、「中間報告」から5年あまり、ないし「報告」から1年近く経た2000年5～6月の調査時点において、都道府県及び政令市の教育委員会においては「報告」等を「深く理解」ないし「一応承知」していたものの、T県下市町村の教育委員会においてはあまり知られていなかった。このことに象徴されるように、本調査結果の端的な特徴は、都道府県・政令市とT県下市町村との顕著な相違であった。

- ①責任を有する部署：都道府県・政令市は従来の「特殊教育」関連の部署が対応することが多いのに対して、市町村では専門部署が設置されていないこともあって一般部署が対応する傾向にある。
- ②主に対応する学校階梯：都道府県・政令市は義務教育段階は当然とした上で就学前及び高校段階を加える方向であるのに対して、市町村は義務教育段階においても主に小学校を扱っていた。
- ③想定する対象児：都道府県・政令市は、「報告」等をある程度理解しているが故に、対象をLD児等に限定しきれないことを承知して、「学習上特別な配慮が必要な子どもたち」にADHD児や高機能自閉症児などを含めていた。市町村は、LD児に限定するという回答が約3分の2に上った一方で、要介助児・学力困難児・病欠児などに広げる見解も見られた。
- ④国の事業等の活用：都道府県を経由した間接的な国との関わりの中では、国の事業等を知る機会が少なく、市町村の教育委員会としては国の理解啓発資料も活用しにくいと推測された。

表6 LD児等への対応に関する自由記述

自治体	自由記述
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の通常学級や高等学校段階での実態把握が課題であり、LD・ADHD等、特別な教育ニーズを有する児童生徒について、家庭・地域・学校全体で適切な理解と対応を進めていく必要がある。 ・教員配置（通級による指導）をもっと改善することが必要と考える。また、誰でもLD児にしないため、判断をするための機能が必要と思われる。 ・各学校で校内委員会をどのようにして設置していくかが大事と思っています。そのためには、通常の学級の教員がLDについて十分に理解すること、子どもたち一人一人について気づいていく力をつけていくことが大事です。それらをサポートするシステムを作っていくことからやっていく必要があると思っています。 ・学習障害児は基本的に通常の教育の分野が主となって対応を考えるべきであると思っています。そうでもない通常の教育の在り方は理念とは反対に、益々均一化された子どもたちだけに対応することになりはしないでしょうか？連携を進めていく上で、特殊教育サイドのかかえ込みにならないように注意すべきだと考えます。 ・LD児等に関する調査については、さまざまな機関で同じような調査が実施されているので、有効活用してほしい。 ・今後、何らかの対応をとっていきたい。
政令市	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に対応するために制度化をすすめたいが、法的根拠がなく共通理解がえられず困っている。国がLDのための固定級など制度化に一步ふみこむべき。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・本調査を契機に取り組みの不十分さを痛感致しましたので、今後の課題として施策を講じて行きたい。 ・学習障害について特に話し合うこともなかったが、各小中学校の実態を調査すると同時に学習障害者についての認識を深めていくことが大切だと感じている。 ・障害児の場合は福祉部局と極力連携しながら個別に密な対応をとろうとしている。LDの場合は、当面は学校内において、個別指導による対応しかないと思います。町村の場合は、財政的にも県の教員配置・研修に依存しており、国県等によるLDの位置付けが明確になってこない、具体的な対応はとりにくいのが現状です。 ・事務担当者としては、テレビ等のマスコミからの情報や「報告」を通じて問題意識はあるのですが、日頃の多忙さにかまけて特別の手当てをしていません。学校まかせで、学校から報告があるのをまわっているのが現状です。先生方の問題意識を高める方策を県教委で充実していただければ大変助かります。 ・小中学校にそれぞれ該当者が1名ずつおり、情緒障害児学級を設置していただいています。中学校の場合、対人関係が思わしくないかないこともあって、トラブルを起こすことがあり指導上困難なことが多い。又、共同生活がむずかしく、結局登校できなくなることも多い。

⑤独自の取り組み：市町村では、理解啓発資料の作成配布や研修・講座の開催などを都道府県・政令市に期待しており（表6）、独自の取り組みはほとんどなかった。とは言え、「教育相談員による学校巡回」を行ったり、市町村独自にLD児等に教職員を加配している様子が見られた。

⑥校内委員会・専門家チーム：「報告」の解説図書（山口薫：2000）等ではLD児等のための「校内委員会」や「専門家チーム」は従来の「就学指導委員会」とは異なるとされているために、都道府県・政令市では「検討中」とする回答が6割を越えたが、市町村では既存の校内・市町村「就学指導委員会」を「校内委員会」「専門家チーム」に当てる方針が多く見られた（各々約8割・6割）。

⑦「個に応じた指導」の形態と場：市町村は、LD児等への教育的対応に活用しうる諸資源が限られているために、「個に応じた指導」として現状では「ティームティーチングの活用」がせいぜいであり、未設置の通級指導教室よりも既存の75条学級での対応を期待していた。

なお、T県下以外の市町村にもこうした傾向が認められるか否か、都道府県・政令市及びT県下市町村においてさらにどのように変化していくか等の解明は、今後の課題としたい。

2. 地方分権の推進における「特殊教育」改革

文部省は、2001年1月の省庁再編（「文部科学省」）に伴って従来の「特殊教育課」から「特別支援教育課」へ改組する予定である。課名の変更の背景として、一つにはLD児等への教育的対応に迫られたことが大きい。今後、「学習障害児の判断・実態把握体制等に関するモデル事業」「学習障害児等に対する指導充実事業（巡回相談事業）」（2000～01年度、表4—1の☆印の15自治体を指定⁴⁾）の成果を見極めつつ、2000年度末に予定されている「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告で施策化・制度化のさらに具体的な姿が示されると思われる。

その際に留意すべきは、2000年4月に施行された改正地方自治法に関わる地方分権の推進に関しである。これまで、「中央集権型」の行政に慣れ親しんできた地方においては、「国の動向を見極めて」というフレーズがよく使われた。また、教育運動団体も中央省庁との折衝を通じて、ある意味で強力な中央による地方への指示・指導を期待した。「特殊教育」においてもまた然りであったろう。しかし、目下進行中の「特殊教育」から「特別支援教育」ないし「特別なニーズ教育」への転換においては、地方分権や地方自治が尊重・発揮されるように努めねばなるまい。

地方教育施策の最低水準を維持するための最低基準や大綱的なガイドラインの設定、予算を伴った教育条件整備の保障などは、引き続き国の重要な責務となろう。LD児等の対応に関して言えば、例えば少人数学級編制の基準設定やティームティーチングの思い切った促進のための財政保障などが挙げられよう。一方、地方教育施策の多様で個性的な広がり为保障するために、自治体や学校での裁量をこれまで以上に認める必要がある。例えば、通級指導教室は国の方針では対象児10人で教員1人を配置する目安となっているが、「報告」にもある「オープン教室」等として活用可能とするならば、保健室や養護教諭のように全校に開設・配置しうよう運用を柔軟にすべきであろう。これからは各自治体や学校がLD児等の対応に係るビジョンを明確に持つことが肝要となろう。

従って、先に指摘した都道府県・政令市と市町村との顕著な相違も、国や都道府県がトップダウン方式で強力に指導・是正し一律化すべきものというよりは、LD児等のニーズを踏まえつつ、各地方・学校の教育諸資源を最大限に活かす方向での多様性の兆しとして捉え直してみたい。

謝辞：調査に御協力いただきました皆様方に対して、ここに記して感謝申し上げます。

(注)

- 1) 角本順次 (1990) 「学習障害およびその周辺群の概念の検討」『障害者問題研究』61, p. 2.
- 2) 上野一彦 (1999) 「日本LD学会の足跡とSNE」『SNEジャーナル』4(1), 田中良三 (1990) 「学習障害児の高校づくり」『障害者問題研究』61, 同 (2000) 「学習と進路に困難を抱えた子どもの教育—学校から社会へ—」『障害者問題研究』28(2), 見晴台学園 (1996) 『飛び立つ—LD (学習障害) 児の学校を拓いて』かもがわ出版, 「全国LD (学習障害) 親の会」ホームページ (<http://www.normanet.ne.jp/~zenkokld/>), など.
- 3) 山口薫 (1999) 「学習障害・学習困難とSNE」『SNEジャーナル』4(1), 同 (2000) 「特殊教育の改革—『特別な支援教育』のための法令改正試案—」『明治学院論叢』649 (「心理学紀要」10), 同編著 (2000) 『学習障害・学習困難への教育的対応—日本の学校教育改革を目指して—』文教資料協会, 「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の議事要旨 (<http://www.monbu.go.jp/singi/chosa/>), など.
- 4) 2001年度の文部科学省予算として, 新たに「特別支援教育推進事業」(要求額110,309千円) が計上されており, 47都道府県の全てで①障害のある子どものための教育相談体系化推進事業 (運営会議の設置, モデル地域の指定) 及び②学習障害児に対する指導体制の充実事業 (学習障害の判断・実態把握体制等に関するモデル事業, 巡回相談事業) が実施される見込みである。また, 「特別支援教育への在り方に関する調査研究協力者会議」の設置も予定されている (要求額11,996千円)。

(2000年10月19日受理)

[調査用紙：「都道府県及び政令指定都市」用]

2000年5月8日

LD (学習障害) 児等の対応に係る地方教育施策に関する調査

調査項目 A : 属性

問1：御回答をいただく貴方様の教育委員会、課・係等の名称を御記入下さい。

(都道府県・市) 教育委員会 課・係等名 ()

調査項目 B : LD児等の対応に責任を有する部署について

問2-I：貴教育委員会では、LD児等の対応に責任を有する部署(または担当者)が決まっていますか。該当する項目一つに○をし、必要事項を御記入下さい。

- 1) 決まっていない(検討の予定も立っていない)。
- 2) 目下、検討中である。
- 3) 決まっている。

→問2-II：「3」と回答された方に、さらにA～Dについてお尋ねします。

A：LD児等を扱う部署(または担当者)は、貴課・係(貴方)のことでですか。

- 1) そうである。
- 2) 違う。 → (その部署名：)

B：LD児等を扱う部署の決定は何年度からですか。→(平成 年度から)

C：LD児等への対応に関して主に扱う学校階梯の範囲について、全てに○をつけて下さい。

- 1) 就学前段階、2) 小学校段階、3) 中学校段階、4) 高校段階、5) その他

D：LD児等を扱う部署が従来の「特殊教育」を担当する部署と異なる場合には、異なる部署とした理由を簡単にご説明下さい。

調査項目 C : 「学習障害児等に対する指導について(中間報告)」(平成7年3月27日)及び「学習障害児に対する指導について(報告)」(平成11年7月2日)について

「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」(主査・山口 薫氏)は、平成7年3月に「中間報告」を、続いて平成11年7月には「報告」をとりまとめています。

問3：貴委員会では、平成7年3月の「中間報告」に関して、どの程度ご存知でしょうか。該当する項目一つに○をして下さい。

- 1) 「中間報告」が出されたことも知らなかった。
- 2) 「中間報告」が出されたことは知っていたが、内容については知らない。
- 3) 「中間報告」の内容について、国の啓発資料等を通じて、一応は承知している。
- 4) 「中間報告」の内容について、独自に検討を行う等して、深く理解している。

問4：平成11年7月の「報告」に関しては、いかがでしょうか。

- 1) 「報告」が出されたことも知らなかった。
- 2) 「報告」が出されたことは知っていたが、内容については知らない。
- 3) 「報告」の内容について、国の啓発資料等を通じて、一応は承知している。
- 4) 「報告」の内容について、独自に検討を行う等して、深く理解している。

問5：注意して見ると、「中間報告」では「学習障害児等」と「等」が付けられていましたが、「報告」では「等」が外されています。一方、調査研究協力者会議の名称は「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒」となっており、LD児のみに限定した名称とはなっていません。また、文部省の作成した啓発資料『みつめよう一人一人を』（添付資料B）では「学習障害(LD)児等」及び「学習上特別な配慮が必要な子どもたち」が使用され、今春から始まった「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究」(添付資料A)では「特別な教育ニーズを有する児童生徒」とされています。

これらに関わって、貴委員会では、LD児等への対応という場合に、現在どのような対象児を想定していますか。該当する項目一つに○をし、必要事項を御記入下さい。

- 1) LD児に限定している。
- 2) LD児を含む「学習上特別な配慮が必要な子どもたち」を広く想定している。

↳ 具体的な内容

調査問題 D：「学習障害児に対する指導について（報告）」（平成11年7月2日）について

問6：「報告」では、まず「1. はじめに」において、この間におけるLD児等に関する文部省の施策を下記のように列記しています。これらの施策を、貴委員会ではどのように活用してこられましたか。該当する項目一つに○をし、必要事項を御記入下さい。

A：「みつめよう一人一人を」等の指導資料や理解啓発資料の作成・配布

- 1) 資料が出されたことも知らなかった。
- 2) 資料が出されたことは知っていたが、活用できていない。
- 3) 資料を活用した。

↳ 具体的な内容

B：学習障害児等調査研究協力校の事業による実践研究

- 1) こうした事業があることも知らなかった。
- 2) 事業の存在は知っていたが、事業は受けていない。
- 3) 事業を受けた。（事業を受けた年度：_____）

↳ 具体的な内容

C：学習障害児等指導相談事業による巡回指導

- 1) こうした事業があることも知らなかった。
- 2) 事業の存在は知っていたが、事業は受けていない。
- 3) 事業を受けた。（事業を受けた年度：_____）

↳ 具体的な内容

D:他に、貴委員会ですらまでに取り組みられたこと、今後取り組む予定があれば具体的に御記入下さい(例:独自の啓発資料の作成配布、研修会の開催、実践研究の推進、等)。

問7:「報告」では、次に「2. 学習障害の定義について」「3. 学習障害の判断・実態把握基準」及びその「試案」が記述されています。その中で、実態把握と判断の為に「校内委員会」と「専門家チーム」の設置が謳われています。貴委員会では、どのように対応(対応を予定)していますか。該当する項目一つに○をし、必要事項を御記入下さい。

A:「学校における実態把握」のための「校内委員会」

- 1) 障害児のための既存の「校内就学指導委員会」を当てている(当てる方針である)。
- 2) その他の既存の「教育相談のための委員会」等を当てている(当てる方針である)。
 - ↳ (その教育相談委員会の名称:)
- 3) 新たにLD児のための「校内委員会」を設けている(設ける方針である)。
 - ↳ (その校内委員会の名称:)
- 4) 設けるか否か未検討である。

B:判断のための「専門家チーム」

- 1) 障害児のための既存の「都道府県(または政令市)就学指導委員会」を「専門家チーム」として当てている(当てる方針である)。
- 2) その他の既存の「教育相談のための委員会」等を当てている(当てる方針である)。
 - ↳ (その教育相談委員会の名称:)
- 3) 国のモデル事業として新たに「専門家チーム」を設けている(設ける方針である)。
 - ↳ (その専門家チームの名称:)
- 4) 都道府県(または政令市)の独自事業として新たに「専門家チーム」を設けている(設ける方針である)。
 - ↳ (その専門家チームの名称:)
- 5) 設けるか否か未検討である。

問8:「報告」では、最後に「4. 学習障害児に対する指導方法」「5. 学習障害児に対する指導の形態と場」を記述しています。学習障害児の「個に応じた指導」の形態と場に関して、貴委員会では、下記のような対応を行って(予定して)いますか。既に取り組んでいる全ての項目に◎を、今後取り組む予定である全ての項目に○をつけて下さい。

- 1) 学級担任(教科担任)が配慮して指導できるように研修の実施
- 2) 各学校における学校全体の支援体制の構築
- 3) ティームティーチングの活用
- 4) 個別指導のための非常勤講師の活用
- 5) 「通級指導教室」(通級による指導)の活用
- 6) 75条学級(障害児学級)の活用
- 7) 盲・聾・養護学校の活用
- 8) 教育センターなどからの専門家による巡回指導
- 9) その他 ()

*◎・○印をつけた取り組みに関して、補足があればお書き下さい。

調査項目 E：学校基本調査（平成12年5月1日現在）にかかわる事項など

問9：学校基本調査（平成12年5月1日現在）に関連してお答え下さい。

A：今年度の貴教育委員会管轄の公立小・中学校数（分校を含む）

公立小学校数（計 校、うち分校は 校）

公立中学校数（計 校、うち分校は 校）

B：今年度の公立小・中学校（分校を含む）における75条学級の設置校数及び学級数

障害種別	公立小学校		公立中学校	
知的障害	校	学級	校	学級
肢体不自由	校	学級	校	学級
病弱身体虚弱	校	学級	校	学級
弱視	校	学級	校	学級
難聴	校	学級	校	学級
言語障害	校	学級	校	学級
情緒障害	校	学級	校	学級

C：今年度の公立小・中学校における「通級指導教室」（平成5年度から制度化された「通級による指導」のための教室。75条学級のことではない。）の開設状況

公立小学校（通級指導教室の開設校数 校、 教室）

公立中学校（通級指導教室の開設校数 校、 教室）

D：今年度の公立小・中学校におけるLD児等への対応のために特に配置した教職員数

公立小学校（常勤 人、非常勤 人）

公立中学校（常勤 人、非常勤 人）

問10：貴教育委員会では対応を進めるために、LD児等の人数を把握していますか。該当する項目一つに○をし、必要事項を御記入下さい。

1) 実態把握は行ったことがない。

2) 過去に実態把握を行ったことがある。（実態把握を行った年度：平成 年度）

3) 毎年度、実態把握を行っている。（何年度からですか：平成 年度から）

↳ 「2」または「3」の場合は、把握された人数をお知らせ下さい。

公立小学校（在籍児童総数 人中、把握された人数は 人）

公立中学校（在籍生徒総数 人中、把握された人数は 人）

調査項目 F：LD児等への対応に関する自由意見（何でも自由にお書き下さい）

自由記述

御多忙のところ、どうも御協力有り難うございました。

* 同封の返信用封筒を用いて、6月5日（月）までに御投函下さい。

* 関連の資料などがあれば、その複写等を御同封下されれば幸いです。

[調査用紙：「市町村」用の第3葉]

(第1・2・4葉は「都道府県及び政令指定都市」用に同じ)

D：他に、貴委員会ですべてまでに取り組まれたこと、今後取り組む予定があれば具体的に御記入下さい(例：独自の啓発資料の作成配布、研修会の開催、実践研究の推進、等)。

問7：「報告」では、次に「2. 学習障害の定義について」「3. 学習障害の判断・実態把握基準」及びその「試案」が記述されています。その中で、実態把握と判断の為に「校内委員会」と「専門家チーム」の設置が謳われています。貴委員会では、どのように対応(対応を予定)していますか。該当する項目一つに○をし、必要事項を御記入下さい。

A：「学校における実態把握」のための「校内委員会」

- 1) 障害児のための既存の「校内就学指導委員会」を当てている(当てる方針である)。
- 2) その他の既存の「教育相談のための委員会」等を当てている(当てる方針である)。
↳ (その教育相談委員会の名称：)
- 3) 新たにLD児のための「校内委員会」を設けている(設ける方針である)。
↳ (その校内委員会の名称：)
- 4) 設けるか否か未検討である。

B：判断のための「専門家チーム」

- 1) 障害児のための既存の「市町村就学指導委員会」を「専門家チーム」として当てている(当てる方針である)。
- 2) その他の既存の「教育相談のための委員会」等を当てている(当てる方針である)。
↳ (その教育相談委員会の名称：)
- 3) 国のモデル事業として新たに「専門家チーム」を設けている(設ける方針である)。
↳ (その専門家チームの名称：)
- 4) 県の独自事業として新たに「専門家チーム」を設けている(設ける方針である)。
↳ (その専門家チームの名称：)
- 5) 市町村の独自事業として新たに「専門家チーム」を設けている(設ける方針である)。
↳ (その専門家チームの名称：)
- 6) 設けるか否か未検討である。

問8：「報告」では、最後に「4. 学習障害児に対する指導方法」「5. 学習障害児に対する指導の形態と場」を記述しています。学習障害児の「個に応じた指導」の形態と場に関して、貴委員会では、下記のような対応を行って(予定して)いますか。既に取り組んでいる全ての項目に◎を、今後取り組む予定である全ての項目に○をつけて下さい。

- 1) 学級担任(教科担任)が配慮して指導できるように研修の実施
- 2) 各学校における学校全体の支援体制の構築
- 3) ティームティーチングの活用
- 4) 個別指導のための非常勤講師の活用
- 5) 「通級指導教室」(通級による指導)の活用
- 6) 75条学級(障害児学級)の活用
- 7) 盲・聾・養護学校の活用
- 8) 教育センターなどからの専門家による巡回指導
- 9) その他 ()

*◎・○印をつけた取り組みに関して、補足があればお書き下さい。

